

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計 画 名 称	南三陸町東日本大震災復興交付金事業計画
計画策定主体	宮城県・南三陸町
計 画 期 間	平成 23 年度～令和 4 年度
計画に係る事業数	155 事業（県 37 事業（うち間接補助 20 事業）・町 118 事業）
計画に係る事業費の総額	1,328 億円（県 190 億円、町 1,138 億円） （国費：1,035 億円（県 142 億円、町 891 億円））
<p>東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況 （被災状況）</p> <p>（1）最大震度 ・平成 23 年 3 月 11 日 震度 6 弱</p> <p>（2）人的被害 ・死者 620 名、行方不明者 211 人（うち町民 210 人）</p> <p>（3）物的被害 ・住宅被害 全壊 3,143 棟、半壊・大規模半壊 178 棟（り災率 62%） ・農地被害 約 462ha（り災率 33%） ・漁船被害 2,022 隻（り災率 94%） ・公共施設 病院、役場、消防署、警察署、学校、保育所、公営住宅等 ・インフラ 上下水道、電気、鉄道、道路（橋脚）</p> <p>（4）津波被害 本町に襲来した大津波は浸水深の最大が 20m を超え、沿岸の低地部にある市街地や集落、基幹産業である水産業を支える市場や養殖施設、加工場などで壊滅的な被害を受けた。病院や役場も被災し行政機能が一時的に麻痺したほか、ライフラインの復旧については、遅い地域で電気が 2 ヶ月、水道は 5 ヶ月もの時間を要し、避難生活で不自由な生活を強いられた。</p> <p>（現況） 本町では、平成 23 年 12 月に南三陸町震災復興計画（以下「本計画」という。）を策定し、3 つの復興目標を掲げ、計画期間を 10 年間とし、「復旧期」「復興期」「発展期」の大きく 3 つに区分して、連続的かつ継続的に事業を実施し、復旧しながら復興し、復興しながら発展する、創造的復興を進めてきた。 目標 1 安心して暮らし続けられるまちづくり 目標 2 自然と共生するまちづくり 目標 3 なりわいと賑わいのまちづくり この間、「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」という土地利用の考えのもと、防災集団移転促進事業や津波復興拠点整備事業等による高台造成を行い、住宅の高台移転及び災害公営住宅の整備により住環境を整え、病院や役場庁舎等の公共施設についても津波被害の及ばない安全な場所に再建した。 津波で浸水した低地部においては、高台造成で発生した土を再利用する形で地盤嵩上げを実施し、幹線道路や防潮堤といったインフラの再編に併せて、区画整理事業を導入し、水産業、商工業、観光業等の機能を集約した市街地を整備した。平成 28 年度には本計画も発展期を迎えたことから、復興の総仕上げとして「南三陸町第 2 次総合計画」を策定し、『森里海ひと いのちめぐるまち 南三陸』を将来像に掲げ、復</p>	

興の取り組みを加速させている。

現在は、令和4年度には復興の集大成となる商業施設と震災伝承館、交通拠点が一体となった道の駅「さんさん南三陸」が完成し、交流人口も震災前の水準まで回復しているほか、町内の一次産業では、環境に配慮した取り組みが行われ、ASC認証及びFSC認証といった国際認証取得、志津川湾のラムサール湿地の登録など、官民一体となった自然と共生したまちづくりに取り組んでいる。

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

- ① 防災集団移転促進事業（事業費：32,682,644千円、国費：28,597,281千円）
 - ・ 事業期間 平成24年度～令和2年度
 - ・ 津波被害を受けた19地区（27団地）に827区画を整備した。沿岸部は平坦な土地が少なく、山を切り開いての造成工事となり時間を要したが、高台移転により、住民に安全な居住エリアを提供したことで、住民の津波被害への心配、近年増加する豪雨による浸水被害への心配を減らすことができた。
一方で、防災集団移転事業で買取りを行った元地の活用が課題となっている。
- ② 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
（事業費：2,118,613千円、国費：1,588,960千円）
 - ・ 事業期間 平成24年度～令和2年度
 - ・ 津波被害を受けて指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した区域）に所在する住宅の移転を行う者に対し、必要な資金の補助を行うことで、723世帯が町内外（町内273世帯・町外450世帯）に生活基盤の再建を図った。
- ③ 災害公営住宅整備事業（事業費：23,016,876千円、国費：20,139,750千円）
 - ・ 事業期間 平成24年度～平成29年度
 - ・ 市街地の高台エリアに3地区、それ以外の場所に5地区、計8地区に738戸の災害公営住宅を整備した。平成26年度より完成した順に供用が開始され、平成28年度には全て完成し、現在、空き住戸には被災世帯以外の世帯についても入居を可能としていることから、約95%の入居率となっている。
- ④ 道路事業（事業費：5,568,939千円、国費：4,321,332千円）
 - ・ 事業期間 平成24年度～令和2年度
 - ・ 防災集団移転事業で整備した高台造成地と低地部を結ぶ高台接続道路（8路線）、高台避難道（1路線）及び新市街地と津波復興拠点を結ぶ復興拠点連絡道路（1路線）を整備し、災害時の安全性向上と新たな交通ネットワークの形成を図った。
- ⑤ 漁港集落防災機能強化事業（事業費：1,628,747千円、国費：1,221,560千円）
 - ・ 事業期間 平成24年度～平成29年度
 - ・ 津波により被災した23地区（歌津地区、志津川地区、戸倉地区）において、地盤嵩上げ等の用地造成や避難道等の防災施設の整備を行い、漁業集落の防災機能強化を図った。

- ⑥ 水産加工場等施設整備事業（事業費：5,423,786千円、国費：4,261,017千円）
- ・事業期間 平成24年度～平成29年度
 - ・町内の水産物を扱う12社に対し、冷凍施設、加工処理施設、水産廃棄物等処理施設、地魚直販施設等の整備費に対する補助金を交付し、基幹産業の早期復興を図った。
- ⑦ 津波復興拠点整備事業（事業費：11,581,897千円、国費：8,627,743千円）
- ・事業期間 平成24年度～令和元年度
 - ・被災した志津川市街地に隣接する高台2団地を復興拠点エリアと位置付け、医療・福祉施設や役場庁舎などの行政機能を集約することとし、東地区と中央地区の2箇所を整備した。隣接する災害公営住宅を含む居住エリアと一体となり、災害時には防災拠点となる新たな市街地が形成された。
- ⑧ 被災市街地復興土地区画整理事業（事業費：3,726,868千円、国費：2,795,149千円）
- ・事業期間 平成25年度～令和2年度
 - ・津波で被災した志津川市街地では、防潮堤の整備や地盤嵩上げなど、防災、減災対策を強化しながら、被災した水産業用地、商工業用地等の再生を果たすため、幹線道路の再編整備と、水産業、商工業、観光等に特化した非居住型の土地区画整理事業を実施し、分散した買取り宅地や商業用地等を集約し、土地の有効活用を図り、なりわいと賑わいの創出を図った。
- ⑨ 被災地域農業復興総合支援事業（事業費：860,211千円、国費：642,554千円）
- ・事業期間 平成25年度～平成30年度
 - ・津波被害により営農が困難となった農業地域において、必要な農業用施設や機械等を町が一体的に整備・貸与することにより、地域の営農再開を支援した。また、県が施行する「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」を活用し、ほ場整備を実施した地区では、効果促進事業で営農組合の設立など組織化に取り組んだ。
- ⑩ 市街地効果促進事業（事業費：14,517,591千円、国費：7,932,011千円）
- ・事業期間 平成24年度から令和4年度
 - ・上記①、③、④、⑧の基幹事業に関連して、防集宅地の有効活用や防犯灯の整備、コミュニティバスの運行など、地域の実情に応じた、きめ細やかな各種事業を展開することができ、ハード事業とソフト事業の両面から復興事業を着実に進めることができた。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○ 復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

本町では明治以降、3度の大津波に襲われた経験に加えて、今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、どのような災害に遭遇しても命が守られ、将来に渡り安全で安心した暮らしを続けることができるよう「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を土地利用の原則に、産業の早期復旧と再生・発展及び住民が主体となった地域づくりを円滑に進めることができたことから、復興事業計画は重要な役割を担うと共に、その柱となったところである。

なお、県及び町が実施した基幹事業の155事業において、いずれの事業も所期の目

的を達成しており、被災者の住宅再建の後押しや、災害に強いまちづくりを実現できたと考えられる。

また、経済性の面においては、国や県の積算基準に基づいた設計の上で競争入札に付すことで、適正価格での実施を図ったほか、大規模な事業については実施体制の整っているUR都市機構と連携協定を結んで業務を委託し、工事施工にPMC方式を採用したことで、町職員とともに専門的な知識を有する職員が連携することで、業務負担の軽減と、迅速かつ確実な執行につながったと評価される。

○ 復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点

本町では、公共施設の大半が流出し、8,000人を超える住民が住まいを失う中、本来の行政機能の回復と被災者支援に迫られ、町職員のみでは復興事業にあたる人員を確保することは困難であった。しかし、全国から長期に渡り延べ500人を超える災害応援職員の派遣を受け、多岐に渡る復興事業を無事に完遂することができた。

この間、時間の経過とともに変化する住民意向や新たな課題に対応するため、事業期間を延伸することとなったが、令和4年度には全事業を完了することができた。

改善が可能であった点をあげるとすれば、市町村が策定する地域防災計画に、被災後の復興状況を想定した、復興時期に生じる問題等を事前に検討しておくことで、円滑な復興と被災者の生活再建が実現できたと考える。

○ 総合評価

復興交付金事業計画に基づいた事業実施により、被災者の住宅再建をはじめ、基幹産業である水産業の再生、防災機能の強化など、町の震災からの復旧・復興に大きく寄与した。本町の復旧・復興を早期実現する上で、住宅再建、生業の再生、防災機能の向上などの欠かせないメニューを効果的に実施できたことから、復興交付金事業計画は制度を含めて非常に有効であったと評価できる。

なお、東日本大震災から今日までの取り組みは、全国から多くの温かい支援のもと成し遂げられ、結ばれた絆に感謝するとともに、「追悼、継承、感謝そして未来を創造する協働の場」を理念とした震災復興祈念公園や震災伝承館等を通じ、全国に向けて情報を発信し続けることで、今後も起こりうる災害に対し寄与するものと期待する。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

・個別事業の実績については、事業担当部局で実施した各事業を、評価担当部局（町事業：町企画課、県事業：企画部総合政策課）で評価した。なお、町企画課が担当した事業は町総務課が評価を行い、客観性等を確保した。

・総合的な実績については、町企画課が中心となり、県企画部総合政策課の確認を得ながら評価を行った。

担当部局

宮城県総務部財政課 電話番号：022-211-2314

南三陸町企画課 電話番号：0226-46-1371